

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃から長年にわたり、トンネル工事等の粉じん作業に従事したことによりじん肺となり、じん肺管理区分「管理2」、合併症「肺結核」として、A県B市に所在していたC共同企業体の工事現場（粉じん作業に従事した最終事業場）を管轄する監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、昭和〇年〇月〇日を症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。同年〇月〇日にはじん肺管理区分は「管理4」に変更決定され、昭和〇年〇月からは傷病補償年金（第3級の2号）に移行し、療養を約36年間継続していた。

被災者は、療養中の平成〇年〇月にD病院において急性白血病が疑われたため、同病院の主治医の指示によりE病院に受診したところ「急性骨髄性白血病」と診断され、入院療養するも同年〇月〇日に死亡した。

死亡診断書の直接死因は「急性骨髄性白血病」、直接死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等は「じん肺症」とされている。

請求人は、直接死因が「急性骨髄性白血病」であっても、長年療養してきたじん肺が関与しており、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処

分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、急性白血病の発症に粉じんばく露の関与を示唆した研究結果等を基に、被災者の死亡原因である急性白血病の発症原因にじん肺が関与した可能性があり、急激に症状が悪化した経過にもじん肺が影響した旨主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者のじん肺及びその合併症（続発性気管支炎、肺結核）について、じん肺治療を担当していたF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「気管支炎症状の持続、度々気道感染増悪を認めており、息切れは年々増悪していた。」旨述べている。しかし、平成〇年〇月〇日施行の肺機能検査の結果をみると、%肺活量74.1%、1秒率57.3%、肺胞気動脈血酸素分圧較差26.85TORRであり、被災者の年齢における著しい肺機能異常に相当する「%肺活量」が60%未満、「1秒率」が41.13%未満、「肺胞気動脈血酸素分圧較差」が40.18TORR以上の基準をいずれも満たしていない。また、当初、認定されていた肺結核は、その後のじん肺診断書に記載がないことから治癒したものと思料される。したがって、当審査会は、被災者のじん肺及びその

合併症は、肺機能検査の結果に鑑みると、著しく悪化していたとは認められないと判断する。

- (3) 請求人らは、じん肺患者が白血病を発症する事例が多くなっているとする医師の意見や労働科学研究所からの論文等に、じん肺と白血病との関係について記述する論文があることから、被災者の白血病発症とじん肺が関連している可能性がある旨主張している。しかしながら、請求人らの提出した資料を含め米国国立医学図書館・国立生物工学情報センター運営の学術文献検索サービス(P u b M e d) 等を子細に調査したが、じん肺と白血病発症との関連が密であるとする有力な根拠は見いだせなかったところであり、じん肺と白血病の発症との関連についてはいまだ確立しているとは言えないと思料する。一方、放射線ばく露やある種のウイルス感染、薬剤、化学物質と白血病の発症との関連についてはほぼ確立していると認められるが、被災者がじん肺症の治療のために服用していた薬剤の中に明らかに腫瘍惹起性副作用を有するものは認められない。

また、請求人らは、じん肺及びその合併症のために白血病の治療に制約があった旨主張しており、E病院診療録におけるG医師の診療情報提供書には、感染症のため部分寛解を目指した化学療法を選択した旨記載されている。しかし、被災者が受けたC A G療法は、高齢者の白血病の寛解導入療法としては標準的な治療法とされており、投与量もほぼ規定どおりの量であったことが認められる。したがって、被災者において、自然経過としての生命予後を有意に短縮させるほど、じん肺症が治療上の制約になったとは認められない。

- (4) 被災者の死亡原因については、G医師は、死亡診断書において、直接死因は急性骨髄性白血病、発病から死亡までの期間は約1か月間とし、平成〇年〇月〇日付け意見書において、急性骨髄性白血病に治療抵抗性の気道感染症、心不全、播種性血管内凝固症候群(D I C) 等を合併して死亡した旨の所見を述べている。

また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師の意見書のとおり、白血病により全身状態が悪化して死亡した旨の所見を述べている。

当審査会は、両医師の所見は妥当であり、被災者は急性骨髄性白血病により死亡したものであり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係は認められないと判断する。

- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給し

ない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。